

入札説明書（電子入札）

みどり市民体育館増築工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年10月1日（木）

2 担当部課

〒379-2395

みどり市笠懸町鹿2952番地（みどり市役所 笠懸庁舎）

みどり市総務部管財課

電話 0277-46-7779

3 工事概要等

- (1) 工事名 みどり市民体育館増築工事
- (2) 工事場所 みどり市笠懸町阿左美地内
- (3) 工事概要 鉄骨造平屋建て
体育館増築棟：延べ床面積2,099.76㎡（建築面積2,119.26㎡）
渡り廊下：延べ床面積21.93㎡（建築面積21.93㎡）
建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び外構工事一式
- (4) 工期 約 15 ヶ月 （議会の議決日 ～ 令和10年3月20日）
- (5) 予定価格 金1,517,600,000円 （税抜き）
- (6) 最低制限価格 設定あり（事後公表）
- (7) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

4 入札参加形態

この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。この場合において、共同企業体の名称は、「企業名・企業名・企業名 みどり市民体育館増築工事 特定建設工事共同企業体」とする。

5 競争入札参加資格（事後審査方式）

この公告の工事の条件付き一般競争入札（事後審査方式）に参加できる者は、みどり市の令和8・9年度の建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、入札の公告の日から開札の時までの間、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

(1) 共同企業体の結成要件

この工事における共同企業体の結成要件は、次のとおりとする。

ア 構成員数は3者とし、共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）1者と代表者以外の構成員2者の組合せとする。

イ 共同企業体の結成は、自由意志による自主結成方式とする。ただし、共同企業体の構成員は、同時に当工事に係る他の共同企業体となることはできない。

ウ 共同企業体の構成員の出資比率は、20%以上とする。

エ 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(2) 共同企業体の構成員の資格要件

共同企業体の構成員は、次に掲げる共通事項及び構成員の区分に応じ、当該区分に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 共通事項

- (ア) 有資格者名簿に登載されている者
- (イ) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者でないこと
- (ウ) 入札参加制限を受けていない者であること。
- (エ) 指名停止期間中でない者
- (オ) 会社更生法又は民事再生法に基づく申し立てがなされていない者
- (カ) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者
- (キ) 設計業務等の受注者と資本若しくは人事面において関係ないこと。
- (ク) みどり市暴力団排除条例（平成24年みどり市条例第12号）第2条に規定する暴力団等ではないこと。

イ 代表者

- (ア) 桐生土木事務所又は太田土木事務所管内に本店を有すること。
- (イ) 有資格者名簿での建築一式工事の総合点が950点以上の者
- (ウ) 建築一式工事について、特定建設業の許可を受けた者であること。
- (エ) 建設業法に基づく監理技術者（1級建築施工管理技士又は一級建築士で監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けていること。）を専任でできること。

ウ 代表者以外の構成員①

- (ア) みどり市内に本店又は支店等を有すること。
- (イ) 有資格者名簿での建築一式工事の格付けがA等級の者
- (ウ) 建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者を専任でできること。

エ 代表者以外の構成員②

- (ア) みどり市内に本店を有すること。
- (イ) 有資格者名簿での建築一式工事の格付けがB等級の者
- (ウ) 建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者を専任でできること。

- (3) その他必要な事項は、みどり市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成18年みどり市訓令第35号）によること。

6 設計業務等の受注者

- (1) 5(2)ア(キ)の「設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

株式会社 下田設計（所在地：群馬県伊勢崎市連取町2334番地10）

7 条件付き一般競争入札参加資格の確認等

- (1) この条件付き一般競争入札の参加希望者は、次の申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び条件付き一般競争入札参加資格がないと認められた者は、この競争入札に参加することができない。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請に係るもの。

- (ア) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式1）
- (イ) 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（別記様式2）
- (ウ) 委任状（別記様式3）

代表者以外の構成員がこの工事の見積り及び入札に関する一切の権限を代表者に対して委任するもの。

イ 条件付き一般競争入札参加資格確認申請に係るもの。

(ア) 特定建設工事共同企業体誓約書（別記様式4）

(イ) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式4-1）

(ウ) 代表者及び代表者以外の構成員の直前の決算に基づく経営事項審査に係る総合
評定値通知書の写し

(エ) 代表者及び代表者以外の構成員の直近2期分の建設業許可通知書の写し

(オ) 代表者の同種の工事の施工実績（別記様式5）及び施工実績を確認できる工事
請負契約書等の写し

(カ) 主任（監理）技術者等の資格・工事経験（別記様式6）及び当該書類に記載した
配置予定者の資格等を証明する書類の写し【代表者分】

(キ) 主任（監理）技術者等の資格・工事経験（別記様式6）及び当該書類に記載した
配置予定者の資格等を証明する書類の写し【代表者以外の構成員分】

(ク) 委任状（別記様式7）

代表者以外の構成員がこの工事の競争入札参加資格確認申請に関する一切の
権限を代表者に対して委任するもの。

(ケ) 代表者及び代表者以外の構成員の入札参加資格確認資料（別記様式10）

ウ みどり市暴力団排除条例（平成24年みどり市条例第12号）に係るもの。

(ア) 誓約書（別記様式）

(2) 申請書等の提出

ア 提出期間

令和8年10月2日（金） ～ 令和8年10月21日（水） 午後5時15分

ただし、みどり市の休日を定める条例（平成18年みどり市条例第2号）第1条第1項に規定す
る市の休日を除く。

イ 提出時間 午前9時から午後5時15分まで

ウ 受付場所 みどり市総務部管財課管財係

みどり市笠懸町鹿2952番地（みどり市役所 笠懸庁舎）

エ 書類は、受付場所へ電話連絡の上、直接持参すること。郵便、電送等の提出は認めない。

(3) 入札参加申込み

入札を希望する共同企業体の代表者は、ぐんま電子入札共同システムにより入力し申
請するものとする。

※ 電子入札システムJV参加の項目にチェックを入れ、企業体名称を必ず入力
すること。

※ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式1）を添付す
ること。

(4) 入札参加申込み方法

令和8年10月2日午前9時から令和8年10月21日の午後5時15分までの間にぐんま電子入札共同
システムにより、競争入札参加資格確認申請書を入力し申請する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、条件付き一般競争入札（事後審査方式）参加資格の確認以外に
提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は、認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先はみどり市総務部管財課管財係とする。

8 設計書、図面、仕様書及び現場説明書

(1) 閲覧期間

令和8年10月1日(木) ～ 令和8年11月12日(木)

(2) 閲覧方法

ぐんま電子入札共同システムによる。

※図面については、みどり市総務部管財課管財係で、DVD-Rを配布する。受取については、電話連絡の上、来庁すること。

9 設計書等に対する質問

(1) 設計書等に対する質問がある場合は、次のとおり、設計書等に対する質問書（別記様式9）を提出すること。

ア 提出期間

令和8年10月2日(金) ～ 令和8年10月21日(水)

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、みどり市の休日を定める条例（平成18年みどり市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。

イ 提出場所

〒379-2395

みどり市笠懸町鹿2952番地（みどり市役所 笠懸庁舎）

みどり市総務部管財課

電話 0277-46-7779

ウ その他

設計書等に対する質問書は、持参、郵送又は電送により提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、令和8年11月6日(金) 午後5時15分までに、質問をした者に対し書面により回答する。

(3) (2)の質問に対する書面の回答は、閲覧に供する。

① 閲覧期間

回答した日から 令和8年11月12日(木) までの毎日

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、みどり市の休日を定める条例（平成18年みどり市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。

② 閲覧場所

(1)イと同じ。

10 現場説明会

現場説明会は、開催しない。

11 競争入札の執行の日時等

- | | | |
|---------------|---------------|-------|
| (1) 入札書受付開始日時 | 令和8年11月13日(金) | 午前9時 |
| 入札書受付締切日時 | 令和8年11月13日(金) | 午前12時 |
| (2) 開札予定日時 | | |
| 令和8年11月13日(金) | 午後1時10分 | |

12 入札方法等

- (1) ぐんま電子入札共同システムによる。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為をしないこと。
- (3) 落札候補者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。
- (5) 入札執行の回数は、原則1回とする。
- (6) その他電子入札に係る必要な事項は、みどり市電子入札共同システム運用基準によること。

13 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、工事費内訳書の提出を求める。ただし、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は定めないが、記載内容については、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- (4) 工事費内訳書の提出がない者の入札は「無効」とする。

14 入札保証金

免除

15 契約保証金等

- (1) この競争入札の落札者は、契約の締結と同時に次のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、オの場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を本市に寄託しなければならない。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - ウ 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - エ 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - オ 契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- (2) (1)に掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とすること。

16 開札

開札は、競争入札の執行の日時において、ぐんま電子入札共同システムによるものとする。また、入札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

17 落札候補者の決定方法

開札後、落札を保留し、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者としてすることがある。

18 入札参加資格の審査と落札者の決定方法

落札候補者の入札参加資格の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があることが確認できれば、その者を落札者と決定し、落札者決定通知書により通知する。審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行う。

入札参加資格がないと認めた者には、入札参加資格不存在通知書により、入札参加資格を満たさない項目及び満たさない理由を通知する。

19 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、通知を行った日の翌日から起算して5日(みどり市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を含む。)以内に、みどり市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

20 みどり市議会に付すべき契約

予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約については、みどり市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年みどり市条例第57号)第2条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するので、建設工事請負仮契約書により仮契約を締結するものとし、当該請負契約に係る議会の議決があった場合は、当該建設工事請負仮契約書を本契約に基づく契約書とする。

21 支払条件

- (1) 前金払 有
- (2) 部分払 有

ただし、中間前金払を請求した場合には、部分払は「無」となる。

22 火災保険付保の要否 要

23 無効の入札

次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) この工事の競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 同一事項に対し2以上の入札をした者の入札
- (4) 入札に際し不正の行為のあった者の入札
- (5) 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した者の入札
- (7) ICカードを不正に使用した者の入札
- (8) 工事費内訳書の提出がない者の入札

24 その他

- ア みどり市議会の議決を要する場合は、仮契約を締結し、市議会の議決後に本契約に切り替わります。
- イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、みどり市請負業者等指名停止措置要綱(平成18年みどり市告示第13号)に基づく指名停止を行うことがある。
- ウ 落札者は、主任(監理)技術者等の資格・工事経験(別記様式6)に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。
- エ 締結する契約書には、この契約に関し、受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として支払う旨の特約を含めて締結すること。
 - (ア) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(独占禁止法第7条の4第1項の規定に基づき課徴金の納付を命じない場合を含む。))。
 - (イ) この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- オ やむを得ない事由のため、この入札の執行を延期又は中止することがある。